

事務連絡
令和3年7月2日

各業界団体の長様

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験の参加事業者の募集について(協力依頼)

貴団体におかれましては、日頃より、重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験（以下、「社会実験」という。）にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「デジタル整備法」という。）の施行(※)に向けて、社会実験を実施しているところです。

※ デジタル整備法は令和3年5月19日に公布されており、宅地建物取引業法関係は公布日より1年以内に施行されることとされております。

社会実験の実施については、社会実験の検証結果等を踏まえ、電子書面交付が適正かつ円滑に実施できるよう実施マニュアルを整備することとしており、全国の宅地建物取引業者の皆様幅広くご参加いただきながら、より多くの事例の蓄積をさせて頂けるようデジタル整備法の施行までの実施を見込んでおります。

社会実験の取り組み状況としては、賃貸取引においては令和元年10月1日から開始しており、令和3年3月10日から売買取引についても対象を広げて実施しているところですが、令和3年6月末時点での登録事業者数は累計211社となっております。

社会実験にご参加いただき、電子書面交付を試験的に実施することで、デジタル整備法施行までに電子書面交付にかかる一定のノウハウを蓄積する準備期間として位置づけることも可能と考えておりますので、社会実験への更なる参加促進に向けて、重ねて、会員各社に対しまして登録の呼びかけの御協力をお願い致します。

<お問い合わせ先>

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課 石島、道脇、津軽

TEL:03-5253-8111 (内線:25125,25155,25131)、FAX:03-5253-1557

重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験の参加事業者を募集 ～社会実験への積極的な参加をお待ちしております！～

国土交通省では、令和3年3月10日より、売買取引についても対象を広げ、重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験について、当面の間、実施することとしております。

1. 登録事業者募集等のスケジュールについて

賃貸取引及び売買取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験は、以下のスケジュールで実施。

【スケジュール】

<賃貸取引>

募集受付期間：（第1次）令和元年7月16日（火）～ 8月19日（月）18:00
（第2次）令和2年8月5日（水）～

登録事業者決定：審査終了次第順次決定

社会実験実施期間：（第1次）令和元年10月1日（火）～ 12月31日（火）
（第2次）令和2年9月1日（火）～ 当面の間

※ 登録事業者は、3月10日以降、売買取引も実施可能。

<売買取引>

募集受付期間：令和3年3月10日（水）～

登録事業者決定：審査終了次第順次決定

社会実験実施期間：令和3年3月10日（水）～ 当面の間

※ 登録事業者は、賃貸取引も実施可能。

2. 登録申請方法について

- 社会実験への参加事業者は、募集受付期間内に参加登録申請を行う必要があります。
以下に示すURLから登録申請をお願いいたします。
- 申請にあたっては、社会実験を実施するにあたっての事業者の責務などを示す社会実験の概要及びガイドライン等をご参照ください。
- 国土交通省にて必要な審査を実施した後、順次登録申請時に登録されたメールアドレス宛に結果を通知します。

◆重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験

URL：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000147.html

<登録申請はこちらから>

URL：https://questant.jp/q/it_touroku_shomei

※ [事業者向け登録システムマニュアル](#)

<社会実験の概要及びガイドライン等はこちらから>

URL：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000148.html